



烏山小学校 PTAガイド



世田谷区立烏山小学校PTA

令和7年3月更新版

もくじ

1. はじめに	• • • • •	P. 2
2. PTA組織図	• • • • •	P. 3
3. 本部役員の活動内容の紹介	• • • • •	P. 4
4. 運営委員会	• • • • •	P. 4
5. 委員会の活動内容の紹介	• • • • •	P. 5
6. 地区班について	• • • • •	P. 7
7. 本部役員・委員長・副委員長・委員の選出について	• •	P. 8
8. 事前の免除希望申請について	• • • • •	P. 10
9. 委員経験数について	• • • • •	P. 10
10. サポーター制度について	• • • • •	P. 11
11. PTA用語集	• • • • •	P. 14
12. 地区班編成表	• • • • •	P. 16

＊＊＊ 1. はじめに ＊＊＊

PTAとは『Parent Teacher Association』の略語で『保護者と先生の会』という意味です。保護者と教師が子どもの健全育成のために学習し合い、その学習に基づいた活動をする団体です。またその成果を家庭教育、学校教育に役立てるとともに地域と連携を取りながら子どものよりよい育成を目指すものです。会員は自由加入が原則で、PTAの趣旨に賛同し会員になることが望ましいあり方です。任意団体ですから非政党的、非宗教的であるとともに営利を目的とした事業を行うものではありません。他のいかなる団体の支配や統制や干渉を受けることはありません。

この「PTAガイド」は、鳥山小学校のPTA活動をより深く知っていただき、楽しく活動するための手助けとして作られたものです。ご参考にしてください。

なおPTA活動は保護者および先生から平等に納められた会費（一世帯年額3,000円）によって運営されています。

みんなでPTAに参加しましょう。

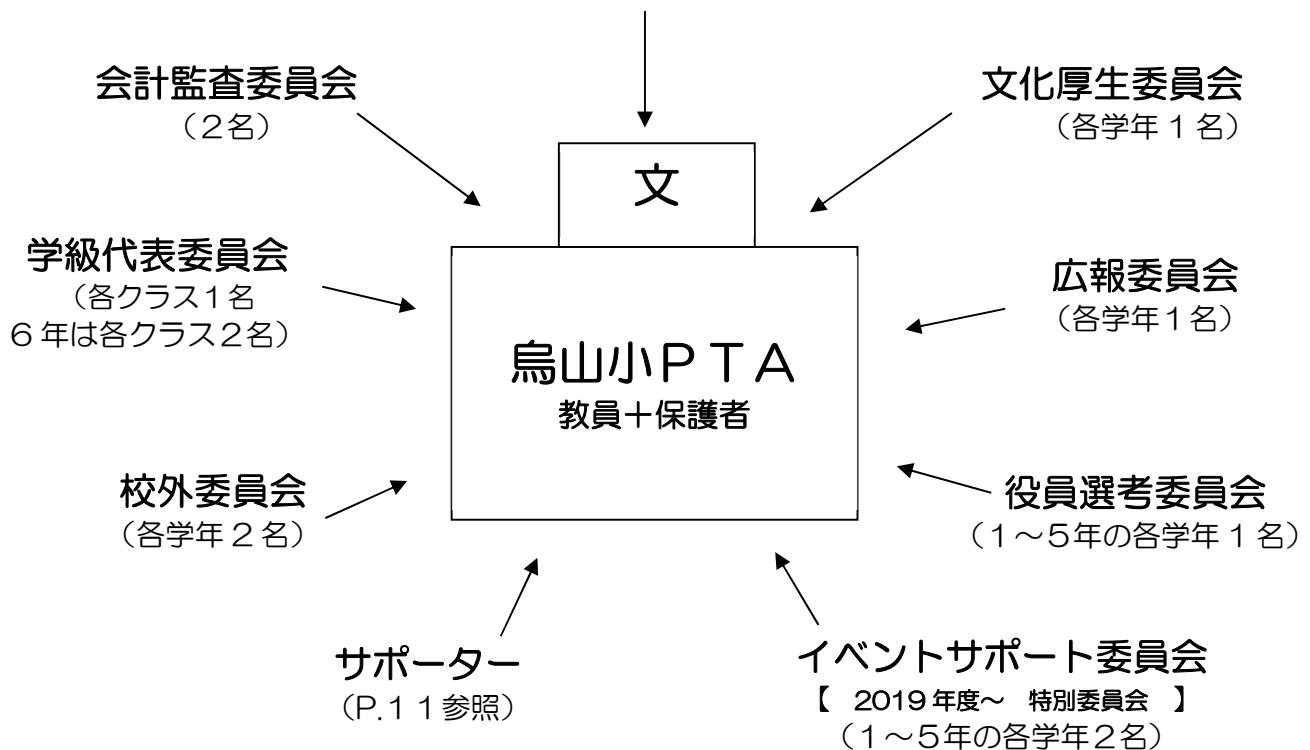


*** 2. PTA組織図 ***

鳥山小学校のPTAはこのような委員会で構成されています。

本部役員会

- | | |
|-------------|-----------------|
| ・会長 (1名) | (保護者) |
| ・副会長 (7名以内) | (保護者4~6名以内・副校長) |
| ・書記 (3名) | (保護者2名・教員1名) |
| ・会計 (3名) | (保護者2名・教員1名) |
- 地区班
(各班世話人)



＊＊＊ 3. 本部役員の活動内容の紹介 ＊＊＊

本部役員は烏山小学校のPTAが円滑に活動できるように会員の皆さんとの意見を取りまとめ、外部（他の小学校、地域の方々など）との窓口になります。また、総会・運営委員会・役員会を招集します。

本部役員は前年度の役員選考委員会によって選出され規約に基づいて承認されます。

■本部役員活動概要表

会長	<ul style="list-style-type: none">・烏山小学校PTAを代表し会務を統括する・5ブロック会長・副会長会への出席・学校行事・地域行事への出席など
副会長	<ul style="list-style-type: none">・会長の補佐・各委員会・PTA会員の意見をまとめ、役員会・運営委員会を円滑に進める・委員会・同好会・サポーターの窓口・5ブロック会長・副会長会への出席・学校行事・地域行事への出席など・学芸会・展覧会受付サポーターの窓口
書記	<ul style="list-style-type: none">・役員会・運営委員会の記録・PTA総会議案書の作成・PTA会員名簿・委員経験数の管理・本部が発行する印刷物の作成など
会計	<ul style="list-style-type: none">・PTA会費の管理・出納・PTA保険・備品管理担当・総会用決算書・予算案の作成
会計監査委員	<ul style="list-style-type: none">・学期ごとの会計の監査・予算案のチェック・総会での監査報告 <p>(会計監査委員は役員会・運営委員会には出席しません)</p>

＊＊＊ 4. 運営委員会 ＊＊＊

運営委員会は原則として年3～6回開かれます。校長・副校長・本部役員・各クラスの学級代表委員・各委員会の委員長によって構成されています。PTAにおいて、総会に次ぐ決定機関です。各担当から提出された提案や議題について話し合い、会員の皆さんとの意見を聞いた上で決定します。また、各委員会やクラスの活動内容についての報告を行います。

各委員会の委員長と学級代表委員は毎回の出席をお願いします。委員長が欠席する場合は副委員長を代理に立てることができます。前日までに担当副会長に代理の方のお名前をお知らせください。また、急用で代理を立てられない場合も担当副会長まで連絡をしてください。

会議の内容は後日発行される「PTAだより」をご覧ください。

＊＊＊ 5. 委員会の活動内容の紹介 ＊＊＊

各委員会の活動内容の説明です。委員決めの前に目を通して参考にしてください。

【注意】

- 兄弟間で同時に複数の委員会の委員になることはできません。
- 所属している委員会主催の活動にサポーターとして参加することはできません。（応募者がいない場合を除く）

学級代表委員会 (1~5年各クラス1名・6年各クラス2名、つくし学級2名)

- P T A 運営委員会（年3~6回開催）へ出席し、その会で話し合われた内容を各クラスに伝達。また、クラスからの要望等を運営委員会で伝え、話し合いを行う。
- P T A 総会への出席
- クラス担任と連携し、クラス内の情報共有を行う
- 1~3年生への読み聞かせスケジュールと担当者の調整
- ベルマーク、インクカートリッジ、トナーカートリッジの回収・集計・発送
 - ・年1回、ベルマーク財団への出荷の手続き作業
 - ・ベルマーク通信の発行（年2回程度）
- 6年生の委員（各クラス2名）は、卒業対策委員を兼任（卒業証書入れの発注、記念品の選定など）

広報委員会 (各学年1名)

- 校内の広報誌「P T Aだより からすやま」の発行（年1回）
- 職員紹介号の取材・写真撮影・編集
 - *自宅でパソコンを使った校正作業などの役割分担も可。取材内容や写真などの材料が揃えば外注への依頼も可。
- 春の世小P主催みんP広報分科会に出席
- 運営委員会出席（委員長のみ）

文化厚生委員会 (各学年1名)

- 講演会の開催（年1回程度）

参考例：令和5年度「すくすく子育てセミナー」

講演者 花まる学習会高濱代表 テーマ「令和版 親だからできること」

- 講演者を検討、講演者に依頼、講演者とのやりとり、講演会開催のお便りの発行、参加者に事後アンケート、アンケートを元に後記を作成
- 置き傘の募集・回収・点検作業
- 運営委員会出席（委員長のみ）

校外委員会 (各学年2名)

- 成城警察署・世田谷区・近隣小学校や地域・地区班との連携をし、防犯・交通安全・防災などの視点から子どもたちの安全な環境を維持するための諸活動を行う。
- こどもをまもろう110番活動の運営・管理
- 通学路内の注意箇所における旗振り、阻止馬設置の管理・運営
- わんわんパトロールの運営・管理
- 安全マップの作成
- 学校外における校外関連会合への参加
- 交通安全母の会会合および諸活動への参加
- 春の世小P主催みんP校外分科会に出席
- 交通安全の旗振り（サポーター活動）
春の新年度スタートと秋の交通安全週間に約1週間程度、通学路の危険箇所で保護者が「交通安全」の旗を持って立ち、登校する子どもの安全を見守ります。場所や時間などの詳細はサポーター募集のお手紙をご覧ください。
- 阻止馬の設置・撤去と土曜旗振り（サポーター活動）
スクールゾーンの交通制限時間にもかかわらず通行する車が多い場所について、通行する子どもの安全を確保するために、阻止馬の設置・撤去と登校日である土曜日のみ旗振りを実施しています。場所や時間などの詳細はサポーター募集のお手紙をご覧ください。
- 運営委員会出席（委員長のみ）

役員選考委員会 (1~5年の各学年1名)

- 次年度の本部役員・会計監査委員・委員長・副委員長・各委員を規約に基づいて選出
- 委員会内で選出方法を決定
- 免除検討会の実施
- 10月頃より本部役員等の選出準備に入り、選出のためのアンケートの配布・集計・交渉などを行う。
- 11月にオンライン選出手会にて各学年の候補者を選出し、12月に互選会を開催して各役職を決定する。
- 2月頃より委員の選出準備に入り、翌年度4月に選出のためのアンケートの配布・集計などを行い、委員互選会を開催して各委員を決定する。
- 運営委員会出席（委員長のみ）

(特別委員会) イベントサポート委員会 (1~5年の各学年2名)

- 1 5月 家族で遊ぼう in 祖師谷公園（委員長、副委員長、担当副会長のみ）
 - 2 8月 木工まつり
 - 3 11月 ぱるランド
 - 4 12月 遊び場開放イベント
 - 5 2月 からすやま新年子どもまつり
- 各イベントのミーティング参加、準備、当日活動
 - サポーター募集、活動管理
 - 運営委員会出席（委員長のみ）

■各委員会活動のめやす（令和6年度の活動より）

委員会名	委員会開催回数	その他の活動日数
学級代表委員会	各係で都度開催	読み聞かせ・卒業イベントの打合せ等 学級や学年によって活動回数は異なる 単P研修会の企画・運営（任意開催） センター再募集対応 ベルマークなどの回収作業（最低4～5回）
広報委員会	1回	活動回数は4回～6回（土日含む）、担当により増減
文化厚生委員会	3～6回	講演会の企画・準備により活動日数が異なる
校外委員会	4回	担当グループにより活動日数が異なる
役員選考委員会	3回 臨時開催の場合もあり	選出関連書面の印刷・配布 選出会準備・実施 互選会準備・実施
イベントサポート委員会	1回	各イベント毎に打ち合わせが2～4回 前日準備や当日参加にて4～5回

＊＊＊ 6. 地区班について ＊＊＊

鳥山小学校では、学校を中心として皆さんの住んでいる地域を18班に分け、地区班という名称で活動しています。令和3年度から地区班は、校外委員会から独立して活動しています。各班の世話人が班をまとめ、世話人代表が総括します。子どもをめぐる犯罪・災害・事故等を未然に防ぎ、発生してしまった場合、適切な対応が迅速にとれるように、そして子どもをとりまく環境を少しでも安心で安全にできるよう、学年の枠を超えて、パトロール活動を協力して行います。

●防犯パトロール（全家庭対象の活動）

前期（6月～9月）、後期（10月～3月）に、パトロール用の腕章やたすきをかけ、自転車に「パトロール中」と書かれたプレートをつけて、主に地区班内の子どもたちが普段通る道、危険箇所などを自転車または徒歩でパトロールします。不審者がいないかも見回ります。普段からパトロールしている地域であることをアピールする目的もあります。各班の世話人が当番表を作成し、保護者が分担して行います。

なお、入学時に全家庭に自転車用のプレートを配布しております。地域の防犯力を高めるために、日頃から自転車プレートを付けていただくようご協力をお願いしています。

●地区班名簿

毎年地区班ごとの名簿が配布されます。個人情報保護の観点から電話番号入りの名簿は代表世話人のみが管理し、班員に配布する名簿は児童の学年クラス・名前・兄弟関係のみとなります。

●世話人代表・副代表の募集

世話人代表とともに、世話人代表の補佐として世話人副代表を前年度に募集します。

世話人代表は、活動年度の委員が免除されます。

●世話人の募集

世話人は通年サポーターとして前年度に募集があります。世話人は本部役員・各委員会・他のサポーター活動と兼務可能です。活動内容などの詳細はサポーター募集のお手紙をご覧ください。

* * * 7. 本部役員・委員長・副委員長・委員の選出について* * *

本部役員・委員長・副委員長・委員の選出は以下のように行われます。

本部役員・会計監査委員

2学期に事前アンケートにて立候補を募ります。各学年3名以上の立候補を募り、立候補が定員に満たない場合は、公開制またはZoom等で行われる選出手会にてくじ引きにより必要数の候補者を選出します。

各学年の候補者は後日行われる互選会に出席し、その中から会長1名、副会長4~6名、書記2名、会計2名の計11名以内、会計監査委員1名（会計監査委員は任期2年のため、もう1名は前年度からの継続者となります）、補欠1名を選出します。互選会後に開かれる運営委員会での承認をもって正式決定となります。

本部役員を経験された方は、立候補される場合を除き、次年度以降のすべての役職が永久免除されます。（在籍している児童のみならず、これから入学する弟妹の時にも免除されます）。

委員長を経験された方は、立候補される場合を除き、次年度から3年間の本部・委員長・副委員長が免除されます。（在籍している児童の卒業により小学校の在籍が完全に切れる場合はその時点で免除終了となります、在籍が切れない場合はこれから入学する弟妹の時にも免除されます）。

副委員長を経験された方は、立候補される場合を除き、次年度から1年間の本部・委員長・副委員長が免除されます。

詳細は選出前に配布されるお手紙をご確認ください。

委員長・副委員長

2学期に事前アンケートにて立候補を募ります。各学年6名以上の立候補を募り、立候補が定員に満たない場合は、公開制またはZoom等で行われる選出手会にてくじ引きにより必要数の候補者を選出します。

各学年の候補者は後日行われる互選会に出席し、その中から6つの委員会（特別委員会含む）の委員長・副委員長を選出します。互選会後に開かれる運営委員会での承認をもって正式決定となります。

本部役員を経験された方は、立候補される場合を除き、次年度以降のすべての役職が永久免除されます（在籍している児童のみならず、これから入学する弟妹の時にも免除されます）。

委員長を経験された方は、立候補される場合を除き、次年度から3年間の本部・委員長・副委員長が免除されます。（在籍している児童の卒業により小学校の在籍が完全に切れる場合はその時点で免除終了となります、在籍が切れない場合はこれから入学する弟妹の時にも免除されます）。

副委員長を経験された方は、立候補される場合を除き、次年度から1年間の本部・委員長・副委員長が免除されます。

くじ引きを行う際はご家庭で保有している委員経験数を考慮する場合があります。詳細は選出前に配布されるお手紙をご確認ください。

◆本部役員経験における免除（例）

年度 学年	令和6年度 1年	令和7年度 2年	令和8年度 3年	令和9年度 4年	令和10年度 5年	令和11年度 6年	令和12年度	令和13年度	令和14年度
一郎		本部役員		すべての役職を免除					
		学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	
		次郎		すべての役職を免除					
				学年	1年	2年			
				三郎	すべての役職を免除				

◆委員長経験における免除（例）

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
一郎			委員長	本部・正副委員長を免除					
			学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年
					次郎	本部・正副 委員長を免除	くじ対象		

※R8取得の経験数は、令和14年度の総会をもって消滅

◆副委員長経験における免除（例）

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年			
一郎				副委員長	本部・正副 委員長を免除	くじ対象			

委員

4月に事前アンケートにて立候補を募ります。立候補が出ない委員については、公開制またはZoom等で行われる互選会にてくじ引きによる選出となります。

くじ引きを行う際はご家庭で保有している委員経験数を考慮する場合があります。詳細は選出前に配布されるお手紙をご確認ください

＊＊＊8. 事前の免除希望申請について＊＊＊

鳥山小学校PTAでは、ご自身やご家庭に事情があり年間を通しての活動が難しい方のために、事前の免除希望申請制度を設けております。申請時期は「本部役員・委員長・副委員長候補者選出前（9～10月）」と「委員選出前（在校生は前年度2～3月、新入生は4月）」です。詳細は申請前に配布されるお手紙をご確認ください。提出された申請書については免除検討会で検討され、免除の認定可否は各家庭へお手紙やメールにてお知らせいたします。

この制度はやむを得ず活動ができない方のために設けており、免除申請を推奨するものではありませんので、申請の際はよくご検討をお願いいたします。

＊＊＊ 9. 委員経験数について ＊＊＊

鳥山小学校PTAでは、会員のPTA活動履歴を以下のように数値化し、PTA本部が管理しています。

	経験数	備考
会長・副会長・書記 ・会計（本部役員）	—	○全ての役職（本部役員・委員長・副委員長・委員）を <u>永久に免除</u>
会計監査委員	1	○委員長
委員長	2	本部役員・委員長・副委員長を次年度から3年間免除
副委員長	1+スタンプ5	○副委員長
委員	1	本部役員・委員長・副委員長を次年度から1年間免除
リーダー（学代・校外・イベサポ）	1+スタンプ3	○その他の役職
世話人 代表 副代表	1 スタンプ5	経験数をためても、本部役員が免除されることはありません。
サポートー	スタンプ10 で経験数1	○経験数は6年で消滅

- 転入生で4～6年生の児童をお持ちのご家庭には、転入年度に委員経験数1を付与します。
- 委員経験数は各家庭のPTA登録会員名でのデータ管理とし、取得した年度を含めて6年間有効です（毎年5月のPTA総会後が経験数の更新時期となります）。また、兄姉の卒業により小学校の在籍が完全に切れるご家庭については兄姉の卒業時にデータは削除されますので、保有している経験数の有効期限が残っていたとしてもその時点で無効となります。

●委員経験数の有効期間の計算のしかた（例）

（1）6年間有効とは

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
取得 ①	②	③	④	⑤	⑥	5月のPTA総会 に消滅

※令和13年度4月の委員選出の時点では経験数は消滅しません。

（2）小学校の在籍が切れない場合

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
取得 ①	兄姉卒業 ②	弟妹入学 ③	④	⑤	⑥	5月のPTA総会 に消滅

※令和9年度5月のPTA総会終了後にお子さんが在籍しているため、データは引き継がれます。

（3）小学校の在籍が切れる場合

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
取得 ①	兄姉卒業 ②	5月のPTA総会後に 世帯のデータ削除	弟妹入学		

※お子さんの在籍なし

※経験数は消滅しています

●「永久に免除」とは、お子さんの在籍が途切れても本部役員の経験が有効であることを意味します。

●ご家庭で保有している経験数については、PTA本部にお問い合わせください。

鳥山小学校PTAは、会員ご本人の意思で役員・委員を引き受けていただき、活動していただくことを基本方針としていますが、円滑な選考のために委員経験数を考慮する場合があります。2学期の委員長・副委員長候補者選出および新学期の委員選出の際に、委員経験数が関係することがありますのでご了承ください。

＊＊＊ 10. サポーター制度について ＊＊＊

「サポーター」とは？

PTAのさまざまな活動において、学校・役員・委員を手助けする人のことです。担当部署が必要な時に必要な人数のサポーターを募り、お手伝いをしていただくしくみで、サポーター活動をすると「サポータースタンプ」または「サポーターチケット」がもらえます。

仕事をされている方や乳児のいる方など年間を通しての活動が難しいと思われる方も、ご自分の都合に合わせて応募できます。

また、同じ年度内で何度もサポーター活動をすることが可能です。

サポーター制度の流れ

- ①サポーター募集のお知らせが適宜配布される。
- ②活動を希望する会員は、日程や応募条件を確認して申し込む。
- ③担当者から当日の流れなどの連絡がくる。（抽選の場合は当選者のみ）
- ④当日サポーターとして活動すると、サポータースタンプまたはサポーターチケットがもらえる。
※サポータースタンプカードはPTA名札と一体化しています。
※サポーターチケットは、3枚でスタンプ1枚と交換できます。
- ⑤スタンプが10個たまつたら、委員経験数1に換算することができる。
- ⑥PTA本部に提出した時点で委員経験数に換算される。
※委員経験数に換算した年度から、有効期限の計算が始まります（P.10 参照）。
- ⑦新しいスタンプカードをもらう。

サポーターのルールについて

- ①定員以上の応募があった場合は担当部署による抽選のため、必ず希望がかなうとは限りません。
同じ活動内容のサポーターを年度内に複数回募集することがありますが、応募者多数の場合は未経験者が優先されます。新年度になった時点で活動履歴はリセットされますので、未経験者としてお申込みいただけるようになります。
- ②サポーター活動に回数制限はなく、何度でも応募できます。サポータースタンプは家庭単位で集めていただけるので、ご家族のどなたがサポーター活動されたかは関係ありません。
また、役員や委員をしていてもサポーターに応募することができます。ただし、役員や委員として本来その活動に参加することが仕事である場合は応募対象外となります。（応募者がいない場合を除く）
- ③サポーターに応募したにもかかわらず、当日活動ができなかった場合、スタンプはもらえません。
- ④ほとんどのお手伝いが単発のものでお手伝いの内容・拘束時間により、もらえるスタンプまたはチケットの数を設定します。1回で複数個のスタンプがもらえる場合もあれば、逆に複数回の参加でスタンプ1個となる場合もあります。
- ⑤活動の中には事前打ち合わせへの出席が必要なものがありますのでご注意ください。その場合、活動最終日にまとめてスタンプを押す形になります。
- ⑥サポータースタンプカードは各自で保管とし、紛失した場合の再発行はできません。
またスタンプカードの「登録会員氏名」の欄には、PTA会員名簿に記載されたお名前をフルネームでご記入ください。複数のスタンプカードを合算する場合、この「登録会員氏名」が同じものでない場合は合算できません。スタンプカードの他人への譲渡を防ぐ意味もありますのでご協力お願いします。
- ⑦スタンプが10個たまつたら委員経験数「1」に換算できます。PTA本部の担当役員がスタンプカードを受けた時点で経験数「1」となります。10個たまつても個人で持っている場合は経験数「1」は加算されず、有効期間の計算も開始しません。
- * 担当役員：その年度の本部役員書記
- * スタンプカードの提出
 - ・年2～3回（詳細は本部役員・委員長・副委員長・委員選出前に配布されるお手紙をご覧ください）
 - ・2学期の委員長・副委員長候補者選出と4月の委員選出の際に委員経験数が関係する場合がありますので、提出忘れないようにご注意ください。
- ⑧スタンプ10個で取得した経験数も6年間有効となります。（P.10「委員経験数の有効期間の計算のしかた」参照）。
- ⑨年度が変わりPTA名札が変わった場合も、前年度のスタンプカードと合算できますので捨てずに保管してください。登録会員氏名が同じものであれば、スタンプカードの合算が可能です。
- ⑩サポータースタンプはご家庭内でのみ合算できます。他のご家庭への譲渡はできません。
- ⑪前年度にサポーターの募集があった活動が、翌年度必ずしも募集があるとは限りません（募集はあくまでも担当部署の判断です）。また、スタンプの個数の見直しがある場合があります。その場合は過去にさかのぼってスタンプの数の調整をすることはありませんのでご了承ください。
ご不明な点やご質問がありましたらお気軽にご相談ください。

■ サポーター活動例 一覧 ■

実施月	サポーター活動	スタンプ	備考
4月	あいさつ運動	※	1回参加で1チケット
	春の旗振り	2	条件あり（詳細はお便りで確認）
5月	運動会	1	
6月	世小Pソフトボール大会	1~2	予選出場でスタンプ1つ 決勝出場でスタンプ2つ
	じゃがいも掘り	1	隔年実施
7月	鳥山地区屋外広告物撤去	1	
8月	鳥山地区野球大会手伝い	3	事前打ち合わせ1回
	鳥山地区炊事遠足引率	4	事前打ち合わせ2回
9月	あいさつ運動	※	1回参加で1チケット
	道徳地区公開講座	1	スタンプは各家庭1つまで
10月	秋の旗振り	2	条件あり（詳細はお便りで確認）
11月	ぱるランド	3	
12月	鳥山地区屋外広告物撤去	1	
	鳥山地区合同研修会出席	1	
	遊び場開放イベント	2~3	
	もちつき大会	2	FATHERS 鳥山が主催
1月	あいさつ運動	※	1回参加で1チケット
2月	中学生のつどい手伝い	3	事前打ち合わせ2回
	からすやま新年子どもまつり	1~3	前日準備・当日サポーター
3月	鳥山地区屋外広告物撤去	1	
年間行事予定による	学芸会・展覧会	各1	隔年実施
年間2回	ベルマーク回収作業	各1	
学期毎	1~3年読み聞かせ	※	1回参加で1チケット
通年サポーター	阻止馬手伝い、土曜旗振り	1	条件あり（詳細はお便りで確認）
	ファザーズ鳥山 (おやじの会)	3	代表者のみ ※別途イベント毎に、参加者スタンプ付与
	バレーボール同好会	5	条件あり（詳細はお便りで確認）
	コーラス同好会(さくら*ころん)	3~5	条件あり（詳細はお便りで確認）
	ICTサポーター	3~5	作業量により変動あり
	たいようの会 世話人	3	
	地区班世話人	3	休止中

◆委員会免除に該当する活動◆

朝プロリーダー・あいさつ運動リーダー・ファザーズ代表・バレーボール同好会代表（部長、キャプテン）、コーラス同好会代表は、春の委員会選出の互選会が免除となります。

※この一覧表にあるサポーター活動は、あくまでも参考例です。年度によっては募集がないものや追加されるものがあります。

※活動内容や定員、募集条件などの詳細は、適宜サポーター募集のお手紙をご覧ください。

＊＊＊11. P T A用語集 ＊＊＊

用語	意味
学代 (ガクダイ)	学級代表委員の略称。
世小P (セショウピー)	世田谷区立小学校P T A連合協議会の略。世田谷区立小学校全校のP T Aから組織されています。保護者の研修活動や子どもたちの教育の発展、各小学校のP T A活動の支援、学校間の親睦を図ることを目的にしています。
単P (タンピー)	単位P T Aの略称。世小Pを組織する基本単位であるそれぞれの学校のP T Aのこと。
5ブロック	世小Pの全校を地域別に数校ずつ8ブロックに分けています。 鳥山小は第5ブロックに属し、以下の8校で構成されています。 (鳥山・給田・芦花・上北沢・武蔵丘・経堂・八幡山・鳥山北) ブロックごとに研修会、バレーボール大会を開催しています。
常任理事校	世田谷区立小学校P T A連合協議会に加入している小学校は、数校ずつ、8つのブロックに分かれており、ブロック単位でP T A活動のとりまとめをする当番校が常任理事校です。ブロックの中心となり、P T A同士の親睦を図りP T Aの各委員会などの情報交換の手助けをします。ブロック研修会の開催や、ブロック内の校長・会長会の招集、世小Pの常任理事会への出席などの活動があります。常任理事校の校長とP T A会長が常任理事となります。
地域環境連絡 協議会	世田谷区内にある警察4署(世田谷・北沢・玉川・成城)の管轄ごとに開催される協議会。警察・学校・P T A・教育委員会・青少年委員・世小P役員等で意見交換する会。当番となる学校が中心となり、準備・開催します。また、協議会に先立ち春に情報交換会を開催します。
学校運営委員会	法の規定に基づき一定の権限と責任をもって学校運営に参画する合議体の機関で、法令上の名称は学校協議会といいます。世田谷区では「学校協議会」との混同を避けるため、学校運営委員会と呼んでいます。保護者・地域・卒業生・就学予定児童・児童の保護者・学識経験者など、校長を含め10名以内(統合校は当初の指定期間のみ16名以内)で構成されます。
学校関係者 評価委員会	学校の取り組みや自己評価について客観的に評価を行い、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める組織です。委員は、保護者・元保護者・卒業生・学校協議会会員・第三者を含めた5名以上8名以下で構成されます。
交通安全母の会 (成城警察)	成城警察管内の全ての学校、幼稚園等からあがってくる交通安全に対する要望を一手にまとめているところ。母の会の会合が開かれる場合は、校外委員会から出席します。安全に関する要望がございましたらお知らせください。
青少年委員 (地域の方)	校長やP T A・地域の代表の推薦に基づいて教育委員会から委託され、各小学校区に1名ずつ配置されています(学区内の中学校も担当します)。青少年育成の活動に携わる人たちをお手伝いします。
青少年地区委員会 (鳥山地区委員会) (上祖師谷地区委員会)	地域社会における青少年の健全育成を図るため、各出張所のエリアごとにそれぞれ設置されています。 地区委員は、民生・児童委員、保護司、町会・自治会役員などと、小・中・高の校長、生活指導主任、P T A代表者、青少年委員などで構成されます。 活動は、地区祭りや餅つき大会、スポーツ大会などのイベントのほか、社会環境整備のために、性風俗等屋外広告物の撤去、不健全図書対策や研修会などを行っています。

家庭教育学級	教育委員会が区立幼・小・中PTAに委託し、年3回程度実施する学習会。助成金の支給があります。本校では文化厚生委員会が担当（助成金の申請は任意）。家庭における子育てをめぐる諸問題、および子どもを取り巻く教育環境について学び合う場です。
単PTA研修会	5ブロックのテーマに沿い「学校という場面での教育」についてどのように子どもを育て、支援し教育していくかを先生と保護者が共に考えることを目的とする研修会。
用語	意味
教育条件整備要望	世田谷区立小学校PTA連合協議会は、毎年区内全校のPTAの要望を「教育条件整備要望書」として取りまとめ、教育委員会に提出し、次年度の教育予算に反映されるよう働きかけています。
みんなで学ぶPTA（みんピー）	新しくPTAの役員・委員になった人を対象に、世小PTA主催で開かれる講座。毎年4～5月頃区民センターや各区民会館等で開催されます。（役員・単PTA・学級・広報・校外などの分科会があり、4月に案内があります。）
PTAの広場	世小PTAが発行する広報誌。情報の発信や区立小学校間の親睦などを目的としています。
PTA保険	「PTA団体障害保険」「損害賠償責任保険」「生産物賠償保険」「サイバー保険」のこと。 PTA活動中に学童およびPTA会員（保護者・教師）に事故が起きた場合補償が受けられます。（担当は本部会計）
木工まつり	「親子木工まつり」毎年8月の最終日曜日に鳥山区民センター広場で行われているイベント。 現在参加校は5校で、東京土建組合、地域振興課、青少年委員等の大勢の地域の方々に支えられています。 ※本校は実行委員会に出席し、前日と当日お手伝いに出ます。（実行委員会：木工まつり開催時に編成される委員会PM7：00頃）
トライアングルフェスタ	フィールドフェスティバル・ぱるランド・上智大学祖師谷文化祭の3つのおまつりで、毎年11月に祖師谷公園をメイン会場にして合同で行われるお祭りの総称です。本校では、ぱるランドの中でPTAのお店を出店しています。 ※フィールドフェスティバル・・・青少年地区委員が中心となり、中学生による模擬店、地域・行政団体によるゲーム、手作りコーナーなどが出店 ※ぱるランド・・・上祖師谷ぱる児童館主催のイベント。
からすやま新年子どもまつり	毎年2月11日（祝）に、鳥山区民センターで開催される地域行事。地域協力団体、児童館、近隣小中高とそのPTA関係者も参加しております。 2019年度より近隣校と同等の参加体制を組むべく、サポーターとして数名が参加しております。また、本校児童合唱団のステージ参加もあります。
遊び場開放運営委員会（地域の方）	世田谷区では学校ごとに遊び場開放運営委員会を設置し、区立小学校の校庭を子どもたちの安全な遊び場として開放しています。
遊び場開放イベント	遊び場開放運営委員会主催で地域、学校、児童館の方々の協力により、例年1回開催されます。
同好会	PTA活動をより活発にする目的で同好会活動を推進しています。 10名以上の会員をもって構成し、運営委員会で承認します。 現在『バレーボール同好会』、『FATHERS 烏山』、『学童たいようの会』、『コーラス同好会・さくら*ころん』があります。

（「みんなで学ぶPTA」より一部抜粋）

* * * 12. 地区班編成表 * * *

世田谷区立烏山小学校P T A 地区班

地区班	住所
1	給田3丁目7~12 (給田3丁目29~31)
2	給田2丁目9~22
3	給田3丁目13~17 (給田3丁目26~28) (調布市緑ヶ丘2丁目)
4	給田1丁目9~11、15~20 納田3丁目18~24 (給田3丁目25) (仙川町3丁目)
5	給田1丁目3~6、12~14
6	給田1丁目7~8 上祖師谷7丁目20、26、27 (仙川町1丁目)
7	上祖師谷7丁目14~19、22~25、28~30 (上祖師谷5丁目12~32)
8	上祖師谷7丁目1~9、12~13 (上祖師谷5丁目3~11)
9	上祖師谷6丁目1~9 (上祖師谷3丁目、4丁目、5丁目1~2)
10	上祖師谷6丁目11~15、29~31
11	上祖師谷6丁目10
12	上祖師谷6丁目16~28
13	上祖師谷2丁目22~26、31、32 (上祖師谷2丁目1~21、27~30)
14	上祖師谷2丁目33~38 給田2丁目4~6
15	上祖師谷1丁目22~31 南烏山5丁目19~29 (粕谷3丁目、4丁目) (上祖師谷1丁目1~21)
16	上祖師谷1丁目32~41 南烏山5丁目15~18、30~36 (南烏山5丁目1~14)
17	給田2丁目2、3、7、8 納田3丁目1~6 (給田3丁目32~34) (南烏山4丁目、6丁目)
18	つくし学級・せせらぎ学級